

2. 農業分野

戦略の柱1 産地としての維持・強化

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 戦略品目の生産拡大	<p>【ぶしゅかん】 ・ぶしゅかんは、本市の食文化に根づき、独自性を発揮できる品目だが、全国的な認知度がなく、他の酢ミカン(ゆず、すだち、かぼす)が市場(青果出荷)を占有する中、現状では系統出荷による市場流通は厳しい状況。</p> <p>・ぶしゅかんの青果や加工品の販売促進活動を積極的に展開し、一定の引き合いがあるが、生産量が少なく商談に至らない場合がある。安定供給に向けた生産量の確保と産地形成が必要。</p> <p>【ゆず】 ・秀品率が高く、価格的にも県下の物部地域と変わらない水準であるものの青果率は低下している。栽培技術や作業効率の改善、普及など、いかに青果率を上げるかが課題。</p> <p>【栗】 ・四万十ブランドと特有の糖度から県内外からの引き合いが多いものの生産量の減少で需要量が確保できておらず、安定供給できる生産体制の強化が必要。</p> <p>【米ナス】 ・西土佐地域で有望品目として推奨され、産地化に取り組んでいるが、地元での認知度が低い。地元での認知度向上と栽培技術の普及を図り、若い農業者が所得を得ることができる品目としていくことが重要。</p> <p>【有望品目】 ・本市の園芸作物は、相対的に少量多品目生産であり、品目に特化した産地化の動きは弱い。農地の8割は水稻となっており、平場は冠水地带が多くリスクの高い野菜は避けられてきた経緯もある。</p> <p>・産地とは、その地域での栽培に適し、栽培技術が蓄積され、販路が明確で収益性の高い作物が一定のまとまりを持って作られ、安定収量が確保されていること。 平地と山間地では、気象条件などから適した品目は異なるため、栽培条件に適し収益性の高い有望品目を見極め、産地化を推進する必要がある。</p> <p>・有望品目は、中期的には今ある有望品目の産地強化が重要であり、長期的には農業公社等が試験栽培に取組み、有望な新規作目を普及していく必要もある。</p> <p>・新規作目の導入には、市場性や販路などの出口を検証したうえで有望品目を選定し、栽培実証を経てはじめて農家へ普及することとなり、販売に至るまでには5年から10年の期間を要する。</p>	<p>【農業AP1】 (1)ぶしゅかんの産地づくり</p> <p>【農業AP2】 (2)ゆずの産地化促進</p> <p>【農業AP3】 (3)栗の産地再生</p> <p>【農業AP4】 (4)米ナスの振興</p> <p>【農業AP5】 (5)有望品目の産地強化</p>	○	○	○		四万十市 (農林水産課・観光商工課) 生産者 事業者	◎生産量の拡大と産地化の推進
			○	○	○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 生産者 事業者	○生産性の向上 ○隔年結果の低減や青果率、秀品率の向上
			○	○	○		四万十市 (産業建設課) JA高知県 生産者 事業者	◎栗園の再生
			○	○	○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 生産者 事業者	★生産量の拡大と産地化促進 ★地元での認知度向上及びブランド力の向上
			○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 集落営農組織 生産者	○地域に根づいた有望品目による産地の育成・強化 ○新規品目導入の支援
								★新規品目「わさび」の栽培実用化に向けた取組み ○野菜価格安定制度による経営支援

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
ふしづかん産地化推進事業(苗木代、鳥獣害防護柵、栽培基準の配布)					◆ふしづかん新植面積 H30:10.9ha →R6:25ha ◆ふしづかん生産量 H30:28.1t →R6:81t	県計画地域AP ◆四万十ふしづかんの産地形成とブランド化
・ふしづかんを耕作放棄地、傾斜地へ新植、改植を促進 ・「ふしづかん産地化推進計画」の策定 ・定植後の圃場管理体制整備(生育状況管理等)し、良好な圃場への面積拡大を促進						
・収穫、集荷に係る労働力確保の取り組みによる、品質・生産性の向上 (無料職業紹介、農福連携など)					◆ゆず栽培面積 H30:44.0ha →R6:45ha ◆ゆず生産量 H27-H30平均 431.5t/年 →R6:445t	
・栽培技術や選果における目慣らしなど生産・出荷の研修会等の開催 (JA、県農業振興センター等との連携)						
栗暮projectの推進					◆栗栽培面積 H30:48ha →R6:60ha ◆栗生産量 H27-H30平均 23.5t/年 →R6:60t	県計画地域AP ◆西土佐産栗の地産外商の推進
・栗の新改植、栽培技術等の普及、栗栽培放棄地の再整備 ・民間事業者と連携した商品開発等による栗の付加価値化 ・栗実証農園で平場の省力化栽培の実証及び担い手育成 ・栗栽培の平場転換への推進						
・産地提案による新規就農者の受け入れ ・簡易雨よけハウス等による省力化及び収量の増加 ・篤農家等とのネットワークによる担い手の技術の向上支援					◆米ナス栽培面積 H30:504a → R6:490a ◆米ナス生産量 H30:260t → R6:359t	
・学校給食での利用や食育、地元飲食店等での定番メニューづくりによる認知度の向上 ・ナスフェア等の開催による消費の拡大 ・地元認知度や品質の向上、外商活動によるブランド化の推進						
・基幹作物として栽培技術・ノウハウが定着し、収益性の高い品目を戦略品目として選定 中村地域:トマト、キュウリ、ピーマン、オオバなど 西土佐地域:小ナス、いごっそなす、しとう、なばななど ・関係機関(JA、県等)及び篤農家による栽培技術や経営ノウハウに関する助言・指導が容易に受けられる仕組みづくりとその実践 ・環境制御技術導入加速化事業の普及を推進					◆有望品目の安定生産や新規品目が地域内で定着し、安定した農業経営につながっている	
新規作物導入等試作支援事業						
・西土佐農業公社において3~4年かけて可能性のある品目を試験栽培						
水稻後作の有望品目の推進						
・水稻の後作で有望とされる品目(ブロッコリー等)の導入にかかる経費を支援						
・新規品目「わさび」の栽培実用化に向けた取り組み						
・野菜価格安定制度により農家所得の安定を図る ・将来的には中村地域、西土佐地域を統合した新制度を制定						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱1 産地としての維持・強化

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. 生産性の高い栽培技術の導入	<p>・新規就農者にとって所得が上げられる品目は何かというところから、営農指導にあたる品目を絞り込む必要がある。</p> <p>品目選定にあたってはJAの部会などの意見も聞き、あらゆる品目の中から可能性があるものを選定する。</p> <p>・西土佐地域では、露地(夏場)で所得が上げれる米ナス、小ナスの篤農家が育っており、篤農家と地域の担い手農家のネットワークも構築され、その栽培技術の普及による産地形成の動きが活発になっている。</p> <p>実際に所得を上げている篤農家のほ場、栽培技術を理屈ではなく現場で見せ、学び教え合うことは大変意義がある。</p> <p>・「食」の安全・安心、健康志向が高まる中、本市のイメージ(清流四万十川)と環境に配慮した農法により生産された農産物は、消費者への大きなアピール、付加価値になる。</p> <p>・担い手の減少・高齢化による労働力不足が深刻化しており、先端技術を活用した施設やシステムを導入し、作業の自動化、効率化、省力化を行うことも重要。</p>	<p>【農業AP6】 (1)学び教える場づくり</p> <p>【農業AP7】 (2)環境保全型農業の推進</p> <p>【農業AP8】 (3)先端技術を活用した園芸施設や園芸システム等の普及推進</p>	○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 生産者	○学び教える場づくり
			○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) 生産者	○環境保全型農業の普及・啓発
			○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) 生産者	◎次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進
3. 集落営農の推進	<p>・高齢化の進展や担い手不足により生産力は著しく低下し、農地の保全すらも困難になってきている。</p> <p>・小規模農家が農地を守り農業を続け、集落を維持していくためには、協業による組織的経営への転換が必要。</p> <p>・集落営農組織は、31組織(中村15・西土佐16)あるが、任意組織で体制や経営力が弱い。法人化による組織力、経営力強化が必要。</p> <p>・集落営農組織のうち集落全体で取り組む組織は、17組織(中村12・西土佐5)。組織化にあたっては、集落全体での合意形成、取組みに繋がることが望ましい。</p> <p>・組織化、法人化への課題をクリアし組織をまとめられるリーダー的存在が集落に不足している。リーダーの育成とともに、集落の現状(農業経営の状況や耕作放棄地、担い手の実態など)の共有と集落営農に対する理解や周知が必要。</p> <p>・米価が低迷する中、水稻のみの集落営農では所得の確保が難しいため、有望な園芸品目の導入や農産加工、グリーンツーリズムなど、集落の拠点ビジネスへの発展を目指すことも必要。</p> <p>・地域の高齢化に伴い、集落営農組織のメンバーも高齢化し、担い手が不足する組織が増加。複数の集落での広域連携活動の体制整備が必要となっている。</p>	<p>【農業AP9】 (1)集落営農の組織化、法人化の支援</p> <p>【農業AP10】 (2)こうち型集落営農の実践</p>	○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織	○組織化に向けた取組みの推進
			○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織 JA高知県 生産者	★組織の広域連携化の推進 ○フォローアップ体制の充実・強化 ○収益性の高い品目を導入した組織の育成・支援

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
					<ul style="list-style-type: none"> ◆講座等を通じて、営農に不可欠な栽培技術や経営感覚が習得され、持続的な農業経営が実践されている ◆新規就農者等と篤農家との交流が促進され、情報収集や就農後の相談体制等のネットワークが構築されている 	
					<ul style="list-style-type: none"> ◆四万十川のブランドイメージにマッチした環境保全型農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている 	
					<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全型農業直接支援対策事業 参加経営面積 H30:21.4ha →R6:25ha ◆環境保全型農業推進事業実施経営体数 H30:21戸 →R6:20戸を維持 ◆次世代施設園芸等への誘致企業数 H30:0社 →R6:1社 	
					<ul style="list-style-type: none"> ◆集落営農組織数 H30:31組織 →R6:31組織を維持 ◆農業経営を行う法人数 H30:4法人 →R6:8法人 	
					<ul style="list-style-type: none"> ◆収益性の高い品目を導入する組織が育成されている 	

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱1 産地としての維持・強化

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
4. 生産・出荷支援システムの構築	<p>・高齢化の進展や担い手不足により、労働力の低下が著しく、農業ヘルパーなど高齢農家への作業支援の仕組み、さらには農作物は作れても出荷などで苦慮する農家も増えており、集出荷支援の仕組みや共同で生産を行うなど、農業を維持していく上で仕組みづくりの必要性が増している。</p> <p>・作業支援や集出荷支援の仕組みは、若者の「雇用」や「所得」の確保にもつながる。 山間部では夏場は小ナス、米ナスで生計が立てられるが、冬場のゆずの収穫や集出荷など、雇用、所得につながる仕組みがあればいい。</p> <p>・仕組み(農作業支援、集出荷支援)を構築するうえでは、賃金等への農家負担の軽減が課題。</p>	<p>【農業AP11】 (1)農作業支援体制の充実</p> <p>【農業AP12】 (2)集出荷支援体制の充実</p> <p>【農業AP13】 (3)地域内農業者の共同生産体制の構築</p>	○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 西土佐農業公社	○農作業支援体制の整備
			○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 大川筋振興組合 東富山を守る会 生産者	○集出荷拠点施設の運営及び集出荷支援
			○		○		四万十市 (産業建設課) JA高知県 生産者	★共同生産体制の構築

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
無料職業紹介所の運営					◆無料職業紹介所 紹介件数 H30:82件 →R6:180件	
・支援希望農家登録、支援できる人材登録を行い、マッチング作業 ・農家と市、関係機関の連携による情報収集と情報提供 ・農福連携の調査、研究						
農作業支援						
・担い手の高齢化や繁忙期により労働力が不足している農家の作業支援を実施 ・農作業に特殊機械が必要な場合に機械の貸出し等を実施						
拠点施設の運営、活用					◆生産・出荷支援シ ステム取組件数 H30:5件 →R6:5件を維持	
・集出荷体制の構築と作物生産の維持・拡大						
共同生産開始	生産活動の検証と生産拡大				◆生産技術を有する者 がリーダーとなり共同 生産を行うグループが 結成され、出荷・販売が 行なわれている。	
・生産技術は有するが高齢等の理由で一人では農業ができない方等を中心にグループを結成し 農業の共同生産を実施 ・農業生産を継続することで若い農業者へ技術の継承等を実施						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 地元農畜産物の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農畜産物の利用(地産地消)についての認知はあるものの、行動には十分結びついていない。 ・市内での販路(地産地消)が拡大すれば生産者の励みになり、地産地消のまちとして、本市のPRIにもつながる。 ・地域内で地元農畜産物の利用促進を図るには、食を提供する公共施設(学校、保育所、市民病院など)で率先して利用することが必要で、利用状況やニーズにあわせた供給の仕組みづくりが必要。 ・市内の飲食店、食を提供する民間施設(宿泊施設等)における、食材の調達ルート、市内農畜産物の利用状況、利用にあたっての障害などが十分把握できていない。 ・本市の強みである“食”をより魅力あるものにしていくためには、飲食店や宿泊施設等で地元産の食材が使われていることが重要であり、観光客等へのアピールにもつながる。 ・飲食店では地元産の野菜等を使いたい意識はあるものの、調達に労力をかけることは難しい。 ・供給の拠点となる組織と集出荷や配送ができる体制が必要。 西土佐地域では、地産地消推進協議会が設置され、近隣の施設や学校等に供給する仕組みづくりが進められている。 ・消費者(市民)への地元農畜産物の利用促進(PR)も必要。 市内量販店では農産物のほとんどは市外産のものが販売されており、一角の地産地消コーナーで地元産の野菜等が販売されている程度。 ・西土佐地域では道の駅が整備されているが、生産者の高齢化により農産物の品揃えの充実や集荷対策の構築が課題となっている。 	<p>【農業AP14】 (1)地元消費拡大に向けた取組みの強化</p> <p>【農業AP15】 (2)直販機能の強化</p>	○	○			四万十市 (農林水産課・産業建設課・観光商工課) 地産地消推進団体 西土佐地域地産地消推進協議会 集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設での利用促進 《連携AP1》 ○市内量販店等を拠点とした販路拡大 《連携AP2》 ○地元消費拡大フェアの開催 《連携AP1》 ○直販所機能の強化 《連携AP2》 ○道の駅「よって西土佐」の機能拡充 《連携AP2、8》

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等			
R2	R3	R4	R5	R6					
					◆学校給食への市内農産物(野菜類)の供給率 H30:39.18% →R6:50%	【連携AP1】地域産品の利用と販売促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(学校、保育所、市民病院等)における、地元農畜産物の利用状況やニーズの把握と利用拡大に向けた供給の仕組みづくり ・食材供給率の向上…栽培、出荷検討会の開催 ・食育の推進 					◆産業祭来場者数 H30:20,000人 →R6:40,000人/5年	【連携AP2】地域産品の販売拠点づくり			
<ul style="list-style-type: none"> ・旬の時期に合わせ農産物を市内量販店へ出荷 ・常設コーナーの設置により出荷量拡大 									
<ul style="list-style-type: none"> ・産業間(農業、林業、水産業、商工業)連携による地元消費拡大フェアの開催により地元産品の地産地消意識を醸成 									
施設整備 → 開設					◆農林水産物等直販所販売額 H29:13億1,200万円 →R6:15億円	【連携AP2】地域産品の販売拠点づくり			
	<ul style="list-style-type: none"> ・直販所(JA)の移転建替えによる機能強化及び販売額の向上 				◆道の駅「よって西土佐」入込客数 H30:18万6,924人 →R6:20万人	【連携AP8】地域産品の発信と販路開拓・拡大 県計画地域AP ◆売り出せ西土佐プロジェクト推進(拠点ビジネス)			
<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「よって西土佐」を拠点に運営主体「株西土佐ふるさと市」の地域商社としての機能を拡充 地域コーディネイト機能:農産物栽培計画・集出荷等生産者支援、給食施設等への供給、商品開発・ブランド化、地域コミュニティづくりなど 広域連携の拠点機能:道の駅間連携による販売促進、広域観光拠点として周遊観光を促進 外商・情報発信機能:物産展・商談会への出展、ネット通販や観光情報発信・PRなどによる外商活動、観光誘客の促進 ・道の駅「よって西土佐」を拠点に「しまんとりバーベキュープロジェクト」を実施 (農林水産物の活用、新商品開発、観光誘客など) 									

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. ブランド化の確立と販売促進	<p>・本市の農畜産物を競合産地に打ち勝ち、優位に販売していくためには、四十万ブランドの確立や加工商品開発による高付加価値化が求められる。</p> <p>・ブランド化にあたっては、生産物の背景、特色などから差別化が図れる品目を戦略品目として選定し、ブランドの定義、栽培基準等を明確にするとともに、まとまりのある産地形成に向け、生産者の意識の共有と品質管理が必要。</p> <p>・生産者が独自に販売ルートを開拓する動きも見られる。 こうした独自に販売戦略が取れる農業者を支援していくことも必要。</p> <p>・生産者(グループ)による加工商品の製造・販売(6次産業化)は、組織力や商品の企画、製造、販売のノウハウが不十分で、零細な取り組みに留まっている。 そのため、こうしたノウハウを持つJAや市内商工業者等との連携を促進し、地域内の6次産業化を推進する。</p> <p>・都市圏等大消費地への流通・販売は、商工業や観光分野と連携した販売促進活動を展開するとともに、海外輸出も含め、県の外商戦略と連携、協働していくことが必要。</p>	<p>【農業AP16】 (1)ブランド化の推進</p>	○	○	○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県 生産者 事業者	<p>○戦略品目のブランド化 《連携AP3》</p> <p>◎40010日プロジェクト 《連携AP3》</p> <p>★新食肉センター整備に伴う養豚場の整備促進 《連携AP3》</p> <p>★四万十牛を核とした西土佐地域の産業振興 《連携AP3》</p>
		<p>【農業AP17】 (2)地元農畜産物を使った商品の開発・販売</p>	○	○	○		四万十市 (農林水産課・産業建設課・観光商工課) 生産者 事業者	<p>○地元農畜産物を使った商品の開発 《連携AP3》</p> <p>○意欲的な生産者への支援 《連携AP3》</p> <p>◎産業間連携や広域連携による外商活動等 《連携AP8》</p> <p>○商談会等販路開拓・拡大の支援 《連携AP8》</p>

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
					◆しまんと農法米 栽培面積 H30:10.22ha →R6:20ha	【連携AP3】地元農畜 産物を使った商品開発 県計画地域AP ◆四万十牛の生産・ 加工・販売体制の 強化
・戦略品目の認知度及び販路拡大(市内外での物産展、量販店各種媒体でPR) ・品質を保てる長期保存の確立及び輸送コストの軽減等により県外での利用を促進 ・新しい戦略品目の選定とブランディングの構築 (基幹作物等からブランド化が可能な農作物を選定し、ブランドの構築を推進) ・生産者の意識醸成: 安定した品質の確保に向けた農業生産工程管理(GAP)の推進 ・市及び関係機関のホームページ他多様な媒体を活用した情報発信の強化 など					◆しまんと農法米 生産量 H30:33.2t →R6:80t	
・しまんと農法米の生産拡大と安定供給 ・認定対象商品の拡大 ・プロジェクトの趣旨や認定商品の情報発信と販路拡大 ・賛同者(生産者、消費者)の拡大 など						
養豚場誘致	養豚場建設	養豚場稼働 地元産ブランド豚の生産開始				
・養豚場の誘致による地元産豚のブランド化を図る						
・西土佐地域の事業者と行政が連携して設立した「西土佐地域産業振興推進協議会」を中心に四万 十牛を活用した地域活性化の取り組む						
・地元の产品を活用した新商品開発の支援 ・既存商品のブラッシュアップや未利用資源の掘り起こし ・四万十牛を活用した新商品、新メニューの開発及び販売					◆一次產品等を活かし た新商品の開発 H30:11アイテム →R6:30アイテム/5年 ※農畜産物加工品 以外を含む	【連携AP3】地元農畜 産物を使った商品開発 【連携AP8】地域產品 の発信と販路開拓・拡大 県計画地域AP ◆四万十ぶしゅかんの 产地形成とブランド化 ◆西土佐産栗の地產 外商の推進 ◆四万十牛の生産・ 加工・販売体制の 強化 ◆売り出せ西土佐プロ ジェクト推進(拠点ビ ジネス) ◆四十万地域の素材を 活用した加工商品の 外商強化 ◆幡多地域の農水産物 を活用したペット関連 商品の開発・販売拡大 ◆四万十の地域食材を 活用した商品開発・製 造・販売の推進 ◆幡多地域産品を活用 した冷凍加工食品の 開発・製造・販売の推 進 ◆幡多地域産品販売体 制の構築
・経営の多角化(農産加工やグリーンツーリズム等)に取り組む意欲ある 生産者(個人・組織・ グループ等)の原材料の安定供給に向けた体制づくり、販路開拓・拡大の取組みを支援					◆商談会等での成約率 H30:20.8% →R6:25% ※農畜産物加工品 以外を含む	
・観光PR活動と連携した都市圏での販売促進活動を展開(「四万十フェア」の開催など) ・友好都市等との連携による物産展等の開催(観光誘致活動との連携) ・幡多広域地産外商協議会で外商活動と観光情報発信、PR活動を広域で一体的に推進 (量販店でのフェア等の開催、バイヤー招致など) ・しまんとリバーベキュープロジェクトの実施(農林水産物の活用、新商品開発、観光誘客など)						
・商談会、展示会、物産展等での販路開拓・販売促進活動を支援 (県地産外商公社との連携)						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
3. 有機農業の推進	<p>・「食」の安全・安心、健康志向が高まる中、有機農業の市場は全国的に広がっており、1つのトレンド。</p> <p>四万十川のネームバリューで県外からの引き合いもあり、市価の3倍程度の高値販売に至っている市内水稻農家の事例もある。</p> <p>・有機農業は、地元農産物の高付加価値化の一つの突破口となるとともに、有機農業の産地形成が進めば、本市のイメージ(清流四万十川)アップにもつながる。</p> <p>・労力や安定生産などの課題から有機農業を実践する農家は少なく、小ロット(量)であるため、一般的な流通には乗らず個別販売に留まっており、経営が不安定。</p> <p>・系統的な出荷により一般の市場に流通させるうえでは、ロットの確保や有機JAS認証の取得が必要で、書類整備の繁雑さや取得にかかる検査料等のコスト面から小規模経営では採算が合わない。</p>	<p>【農業AP18】 (1)有機農産物の販路開拓・拡大</p> <p>○ ○</p> <p>【農業AP19】 (2)有機農業の普及・啓発活動の推進</p> <p>○ ○ ○</p>	四万十市 (農林水産課・産業建設課) 地産地消推進団体 西土佐地域地産 地消推進協議会 集落営農組織	○有機農産物の流通促進 《連携AP1、8》 ○公共施設での利用促進 《連携AP1》				

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
					<ul style="list-style-type: none"> ◆四万十川のブランドイメージにマッチした有機農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市外へ配送できる環境整備への支援 ・有機農産物の产地形成、安定供給 					<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食への市内農産物(野菜類)の供給率 H30:39.1% →R6:50% 	<p>【連携AP1】 地域産品の利用と販売促進</p> <p>【連携AP8】 地域産品の発信と販路開拓・拡大</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(学校、保育所、市民病院等)における、地元農畜産物の利用状況やニーズの把握と利用拡大に向けた供給の仕組みづくり ・食材供給率の向上…栽培、出荷検討会の開催 安定供給の確保(給食等の献立に対応した栽培計画の策定) ・食育の推進 						
<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業勉強会の開催:先進的農家のほ場で生産者(新規就農者含む)を対象に栽培技術の習得や情報を共有 ・環境保全型農業直接支払制度の周知徹底:市及び関係機関による広報活動の強化 					<ul style="list-style-type: none"> ◆四万十川のブランドイメージにマッチした有機農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている 	
<p>有機農業等総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・農薬に頼らない土づくりを目的に家畜ふんたい肥の利活用の促進を図り、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進 					<ul style="list-style-type: none"> ◆有機農業等総合支援事業実施面積 H30:6.0ha →R6:6.0haを維持 	

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱3 担い手の確保・育成

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 新規就農者の確保・育成	<p>・新規就農者の確保・育成においては、栽培技術等の習得への研修支援はもとより、新規就農しやすい環境づくりや就農後のフォローアップなど、ソフト、ハード両面からの支援が必要。</p> <p>・新規就農者にとっては、農地の確保は重要な課題であり、中でも、非農家出身者やUIターン者は、より難しい状況にある。 また、居住地から離れた就農では、リスクが増し定着が困難となるため、農地の入念な調査や地権者等とのマッチングが重要となる。</p> <p>・収益性の高い施設園芸に取組みたいところであるが、レンタルハウス整備費の高騰により補助限度額との差額負担が大きく、初期投資で多額の負債を抱えるリスクが高いため施設園芸への参入が困難な状況になっている。 補助制度の拡充や自己資金を借り入れやすい仕組みづくり、また、中古ハウスの斡旋や運搬、改修への支援が必要。</p> <p>・移住促進と連携した研修生の募集、新規就農者の確保の視点も重要。</p>	<p>【農業AP20】 (1)新規就農者の研修支援</p> <p>【農業AP21】 (2)新規就農支援体制の拡充</p> <p>【農業AP22】 (3)移住促進による新規就農支援</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	四万十市 (農林水産課・産業建設課) 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 JA高知県 生産者	○新規就農者の確保・育成 ○新規就農者に対する農地提供促進
							○相談支援体制の充実	
							○経営安定への支援 ○就農開始時の支援	
							○移住就農者の誘致活動	

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目標すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
新規就農研修支援事業 《農業次世代投資資金》					◆新規就農者数 H27-H30平均 2.8人/年 →3人/年	
・栽培技術や農業経営感覚を身につけるための実践研修を実施 (四万十農園あぐりっこや西土佐農業公社、先進農家) ・高知県立農業担い手育成センター等の研修機関と連携						
産地提案書の策定(中村地域)						
・策定に向け、関係機関と協議	・産地提案書による新規就農者の確保					
農地中間管理機構の活用により、新規就農者の農地集積を支援						
市、関係機関の相談窓口の設置 (担い手育成総合支援協議会・認定農業者連絡協議会との連携) ・遊休農地・ハウス情報の収集、提供					◆新規就農者数 H27-H30平均 2.8人/年 →3人/年	
就農支援チーム (就農開始から経営が安定(概ね5年程度)するまでの期間、支援チームが連携しサポートする)						
レンタルハウス整備事業:就農時の初期投資を軽減し施設園芸を推進 ・農業用機械導入に対する支援(機械リースの一部助成等)の検討・実施 ・農業労働力の安定確保にむけ作業員(農作業お手伝い)を仲介、斡旋 (農作業支援体制(再掲)を活用し、登録のある農家等を派遣) ・中山間複合経営拠点支援事業の活用、計画の推進、フォローアップ						
市、関係機関、幡多広域市町村、県で連携した誘致活動を推進 ・県内外で開催される就農相談会(新・農業人フェア及びこうちアグリスクール等)への出展 ・移住支援機関と連携した誘致活動の推進 ・短期就農体験の支援(おためし住宅の整備等)					◆新規就農者数 H27-H30平均 2.8人/年 →3人/年	

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱3 担い手の確保・育成

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. 認定農業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者制度のメリットが分かりにくく、十分認知されていない。「人・農地プラン」なども含め、担い手に向けた各種施策や支援制度をより分かりやすく周知していくことが必要。 ・認定農業者には、個人としての農業経営の向上はもとより、「人・農地プラン」における中心経営体として、地域の農業を支える中核的な農業者としての役割も担ってもらいたい。 ・認定農業者連絡協議会は、意欲ある農業者の情報交換等の場であり、認定農業者のフォローアップのみならず、こうした場を活かし中核的な農業者としての自覚と意欲喚起につなげなければならない。 	<p>【農業AP23】 (1)認定農業者制度の周知強化</p>	○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知県	<ul style="list-style-type: none"> ○今後育成すべき農業者の把握、誘導 ○認定農業者制度の周知徹底
【再掲】 3. 集落営農の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展や担い手不足により生産力は著しく低下し、農地の保全すらも困難になってきている。 ・小規模農家が農地を守り農業を続け、集落を維持していくためには、協業による組織的経営への転換が必要。 ・集落営農組織は、31組織(中村15・西土佐16)あるが、任意組織で体制や経営力が弱い。法人化による組織力、経営力強化が必要。 ・集落営農組織のうち集落全体で取り組む組織は、17組織(中村12・西土佐5)。組織化にあたっては、集落全体での合意形成、取組みに繋がることが望ましい。 ・組織化、法人化への課題をクリアし組織をまとめられるリーダー的存在が集落に不足している。リーダーの育成とともに、集落の現状(農業経営の状況や耕作放棄地、担い手の実態など)の共有と集落営農に対する理解や周知が必要。 ・米価が低迷する中、水稻のみの集落営農では所得の確保が難しいため、有望な園芸品目の導入や農産加工、グリーンツーリズムなど、集落の拠点ビジネスへの発展を目指すことも必要。 ・地域の高齢化に伴い、集落営農組織のメンバーも高齢化し、担い手が不足する組織が増加。複数の集落での広域連携活動の体制整備が必要となっている。 	<p>【再掲: 農業AP9】 (1)集落営農の組織化、法人化の支援</p>	○		○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> ○組織化に向けた取組みの推進 ★組織の広域連携化の推進 ◎フォローアップ体制の充実・強化 	
		<p>【再掲: 農業AP10】 (2)こうち型集落営農の実践</p>	○		○		四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織 JA高知県 生産者	<ul style="list-style-type: none"> ○収益性の高い品目を導入した組織の育成・支援

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等			
R2	R3	R4	R5	R6					
<ul style="list-style-type: none"> ・関係者(行政・関係機関・農業者組織・団体等)で連携・協働しながら農業経営に意欲的な農家情報の共有と認定農業者になり得る農家へのアプローチを強化 ・「人・農地プラン」における中心となる経営体から中核的な農業者をピックアップし認定農業者へ誘導 					◆認定農者数 H30:139人 →R6:150人				
<ul style="list-style-type: none"> ・市・関係機関のホームページ等による情報発信及びパンフレットの作製、配布 ・各種会合等において認定農業者制度の広報活動(制度説明、パンフレット配布等)を強化 									
<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画作成及び目標達成に向けた経営相談会の開催 ・農業技術・経営スキル向上のための研修会・講習会等の開催 ・各種支援制度等の情報提供 ・認定農業者連絡協議会の機能強化 (情報共有や相互研鑽、先進事例の調査・研究、国、県の農業担い手サミットの積極参加等により農業者の経営意欲を喚起) 					◆認定農者数 H30:139人 →R6:150人				
<ul style="list-style-type: none"> ・集落座談会の開催:市及び関係機関で連携し、集落営農及び組織設立等の助言、指導 ・集落協定(中山間地域等直接支払制度)に対する働きかけを強化し、研修会、座談会等へ誘導 ・各種会合等において集落営農の広報活動を強化 					◆集落営農組織数 H30:31組織 →R6:31組織を維持 ◆農業経営を行う法人数 H30:4法人 →R6:8法人				
<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携に向けての現状調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携組織の設立 							
<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織連絡協議会の開催 (既存組織を対象に情報共有やスキルアップ(法人化、リーダー育成)等の支援) ・集落営農研究会の開催 (組織化を目指す集落協定等を対象にリーダーの育成や組織設立の必要性を認識) ・集落営農研修会の開催 (県外の先進的な集落営農組織の講演等を通じたリーダーの意識改革と組織の活性化) 									
集落営農支援事業					◆収益性の高い品目を導入する組織が育成されている				
<ul style="list-style-type: none"> ・営農活動の持続・拡充に向けた取組みの支援 (水稻後作の有望品目や、施設野菜の導入支援) 									

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱4 農地の利用促進

施 策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 農地の利用調整	<p>・新規就農者にとっては、農地の確保は重要な課題であり、中でも、非農家出身者やUターン者は、より難しい状況にある。</p> <p>また、居住地から離れた就農では、リスクが増し定着が困難となるため、農地の入念な調査や地権者等とのマッチングが重要となる。</p> <p>・新規就農者の農地確保、中核的な農業者(担い手)への農地集積に向け、農地等の情報収集と農地利用の円滑化(流動化)を促進する必要がある。</p> <p>農業委員会や農業関連団体、農地中間管理機構(県農業公社)とも連携した積極的な取り組みが求められる。</p> <p>・農地集積、農地利用の円滑化(流動化)を図るうえでは、地域の営農類型に応じた視点を持つことも必要。</p> <p>施設園芸を希望する就農者にとって土地の貸し借りが一番ネックになっているが、施設園芸が盛んな地域内で空き農地が出来た場合、その農地は施設園芸で進めるという方向性を示すことで、より計画的で効率の良い農地集積につながる。</p> <p>・本市のほ場整備率は61.2% (平成29年度末現在)にとどまっている。</p> <p>不整形の農地は、耕作放棄地や不作付け地につながりやすく、将来に渡り農地を維持し、効率的な農業経営へ誘導するためには、ほ場整備など基盤整備を今後も継続していくことが必要。</p>	<p>【農業AP25】 (1)農地利用の円滑化</p>	○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) 農業委員会 JA高知県	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理機構の活用 ○地域の農業委員による農地の利用調整 ◎人・農地プランの実質化
2. 耕作放棄地対策	<p>・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した集落活動は、耕作放棄地の発生防止・再生、多面的機能の確保、鳥獣被害対策などに非常に有効で、今後も停滞させることなく持続していくことが重要。</p> <p>・中山間地域等直接支払制度等において、高齢化の進展や担い手不足により協定活動の継続が困難な集落も出てきており、高齢農業者であっても安心して参加できるような仕組み(要件)に改善していくことも必要。</p> <p>・耕作放棄地は増え続け、10a解消する一方で1ha放棄地になるといった実態もある。</p> <p>まずは、今ある農地を健全に保全する耕作放棄地の発生防止対策に取り組まなければならない。</p> <p>・耕作放棄地の再生には、耕作放棄地の条件等に適した品目と栽培を推奨していくことも有効。</p>	<p>【農業AP27】 (1)耕作放棄地の再生及び発生防止対策</p>	○			四万十市 (農林水産課・産業建設課) 農業委員会 集落協定組織 農地・水保全組織	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地の再生 ○耕作放棄地の発生防止対策 	
		<p>【農業AP28】 (2)適合品目の栽培促進</p>	○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) 生産者	○適合品目の栽培促進

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
R2	R3	R4	R5	R6		
農地中間管理事業の受託実施					◆當農類型に応じた農地集積・農地利用の円滑化(流動化)が促進されている	
・県農業公社から中間管理事業を受託し、地域の受け手・出し手の情報収集、利用条件の調整等を実施 ・集積にかかる協力金等の助成制度について、助成要件を見たすと見込まれる際には、その手続き等を支援						
各地域の農業委員が、地域内で耕作者不在となりそうな農地等の情報を得た場合、地域内の担い手との利用調整を行い円滑な集積を促進						
・地域の農地の状態(所有者の年齢や将来の耕作、貸付意志など)を把握 ・地域の農業者や関係者と地域農業の現状と将来のあり方(農地集積など)について話し合い、認識の共有を図る ・実質化されたプランを基に、地域農業を関係者と連携しながら支援する						
工事施工(舗装等) R1中に面整備完了	利用権設定及び農地集積に関する県等協議	促進計画作成支援			◆ほ場整備実施面積 H31:1,128.3ha →R6:1,144ha	
工事施工(面整備)	工事施工(舗装等) R2中に面整備完了	促進計画作成支援 ・基盤整備事業の要件上必要となる経営体の育成計画や営農計画の作成等の支援				
要望調整・促進計画作成支援						
・新たに基盤整備を実施する地区の要望に応じ、実施地区・実施事業等を調整 (深木、江ノ村地区でR4以降事業化に向け調整中)						
・荒廃農地等利活用促進交付金の周知と活用支援					◆中山間地域直接支払制度の実施 農地面積 H31:521.5ha →R6:521.5haを維持	
・中山間地域等直接支払制度 ・多面的機能支払制度					◆多面的機能支払制度の実施農地面積 H31:1,446.1ha →R6:1,446.1haを維持	
・制度に取り組む組織の維持・増加や、既存組織の協定農地面積の確保・追加により、耕作放棄地の解消及び発生を未然に防止						
果樹等適合品目の產地化推進					◆ぶしゅかん新植面積 H30:10.9ha →R6:25ha	
・耕作放棄地発生防止のため果樹(ぶしゅかん、栗等)の新植を支援					◆栗栽培面積 H30:48.0ha →R6:60.0ha	

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

